

第3章 不当労働行為事件の審査

第1節 概況

1 取扱件数の状況

令和3年における不当労働行為事件の取扱件数は、令和2年からの繰越5件、新規申立て2件で、合計7件であった（令和3年に取り扱った不当労働行為事件の一覧は、30頁以下の第16表参照）。

2 新規申立ての状況（第6表～第9表参照）

- (1) 新規申立事件2件は、申立人別では、組合からの申立て1件、組合及び個人での申立て1件であり、個人での申立てはなかった。
- (2) 労組法第7条該当号別では、1号関係が1件、2号関係及び3号関係が各2件となった。これらの内訳をみると、2・3号事件が1件、1・2・3号事件が1件となっている。
- (3) 企業規模別では、100～499人の規模が1件、500～999人の規模が1件であった。
- (4) 業種別では、「製造業」及び「教育、学習支援業」が各1件となった。

第6表 申立人別新規申立件数

年 申立人別		件数（単位：件）					平均
		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	
新規申立 件数		3	4	3	1	2	2.6
申 立 人 別	組合	3	4	3	1	1	2.4
	個人	0	0	0	0	0	0.0
	組合・個人	0	0	0	0	1	0.2

第7表 労組法第7条該当号別新規申立件数

年 区分		件 数 (単位：件)					平均
		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	
新規申立件数		3	4	3	1	2	2.6
大分類	1号関係	0	3	2	0	1	1.2
	2号関係	3	4	3	1	2	2.6
	3号関係	0	3	2	0	2	1.4
	4号関係	0	1	0	0	0	0.2
内 訳	1号	0	0	0	0	0	0.0
	2号	3	1	1	1	0	1.2
	3号	0	0	0	0	0	0.0
	4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2号	0	0	0	0	0	0.0
	1・3号	0	0	0	0	0	0.0
	2・3号	0	0	0	0	1	0.2
	2・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3号	0	2	2	0	1	1.0
	1・3・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3・4号	0	1	0	0	0	0.2

(注) 大分類の各号別関係件数は、内訳の申立号別件数を各号別関係に整理し集計したものであり、新規申立件数とは一致しない。

参考 〈不当労働行為に係る労組法第7条該当号〉

1号：不利益取扱い

2号：団体交渉拒否

3号：支配介入

4号：報復的不利益取扱い

第8表 企業規模別新規申立件数

区 分		年					
		件 数 (単位：件)					
		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	平均
新規申立件数		3	4	3	1	2	2.6
企 業 規 模 別	49人以下	0	1	1	0	0	0.4
	50～99人	0	1	0	0	0	0.2
	100～499人	2	0	0	1	1	0.8
	500～999人	1	0	1	0	1	0.6
	1,000人以上	0	2	2	0	0	0.8

(注) 平成31年(不)第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

第9表 業種別新規申立件数

分類番号	業種	年					
		件数（単位：件）					
		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	平均
D	〈建設業〉	1	0	0	0	0	0.2
7	職別工事業(設備工事業を除く)	1	0	0	0	0	0.2
E	〈製造業〉	0	1	0	0	1	0.4
31	輸送用機械器具製造業	0	1	0	0	1	0.4
G	〈情報通信業〉	1	0	0	0	0	0.2
41	映像・音声・文字情報制作業	1	0	0	0	0	0.2
H	〈運輸業、郵便業〉	0	0	2	0	0	0.4
42	鉄道業	0	0	1	0	0	0.2
48	運輸に附帯するサービス業	0	0	1	0	0	0.2
L	〈学術研究、専門・技術サービス業〉	0	1	1	0	0	0.4
72	専門サービス業（純粋持株会社）	0	0	1	0	0	0.2
73	広告業	0	1	0	0	0	0.2
O	〈教育、学習支援業〉	1	0	0	0	1	0.4
81	学校教育	1	0	0	0	1	0.4
P	〈医療、福祉〉	0	1	1	1	0	0.6
83	医療業	0	1	0	1	0	0.4
85	社会保険・社会福祉・介護事業	0	0	1	0	0	0.2
R	〈サービス業〉	0	1	0	0	0	0.2
91	職業紹介・労働者派遣業	0	1	0	0	0	0.2
新規申立件数		3	4	3	1	2	2.6

(注) 分類番号及び業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）による。

平成31年（不）第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

3 終結の状況

令和3年における不当労働行為救済申立事件の終結件数は4件であり、命令が4件（うち、一部救済3件、棄却1件）であった。（令和3年に発した命令は巻末資料57頁参照。）
 なお、令和4年への繰越件数は3件である。

第10表 不当労働行為事件終結状況

区分		年						
		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	平均	
取扱 件数	繰越	2	1	3	5	5	3.2	
	新規申立	3	4	3	1	2	2.6	
	計	5	5	6	6	7	5.8	
終結 件数	取下 ・ 和解	取下	1	1	0	0	0	0.4
		自主和解	1	0	0	0	0	0.2
		関与和解	0	0	1	1	0	0.4
		小計	2	1	1	1	0	1.0
	命令 ・ 決定	全部救済	1	1	0	0	0	0.4
		一部救済	0	0	0	0	3	0.6
		棄却	1	0	0	0	1	0.4
		却下	0	0	0	0	0	0.0
		小計	2	1	0	0	4	1.4
		計	4	2	1	1	4	2.4

4 審査の状況

令和3年に終結した事件（命令4件）の処理日数は、708日（前年平均849日）であった。

第11表 平均処理日数 (単位：日)

年 区分		平成29 (件数)	平成30 (件数)	令和元 (件数)	令和2 (件数)	令和3 (件数)	5年平均 (件数)
取 下 ・ 和 解	取下	69 (1)	72 (1)	-	-	-	71 (2)
	自主和解	19 (1)	-	-	-	-	19 (1)
	関与和解	-	-	213 (1)	849 (1)	-	531 (2)
	平均	44 (2)	72 (1)	213 (1)	849 (1)	-	244 (5)
命 令 ・ 決 定	全部救済	282 (1)	177 (1)	-	-	-	230 (2)
	一部救済	-	-	-	-	632 (3)	632 (3)
	棄却	242 (1)	-	-	-	937 (1)	590 (2)
	却下	-	-	-	-	-	-
平均	262 (2)	177 (1)	-	-	708 (4)	505 (7)	
総平均		153 (4)	125 (2)	213 (1)	849 (1)	708 (4)	396 (12)

命令・決定事件（4件、平均処理日数708日）について、審査手続上のどの段階でどの位の日数を要しているかについてみると、申立～第1回審問前日の期間が平均458日、第1回審問～結審前日の期間が平均155日、結審～命令書写し交付までの期間が平均96日であった。（第12表参照）。

第12表 命令・決定事件の平均処理日数内訳

（単位：日）

年 区分	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	平均
命令・決定事件数	2	1	0	0	4	
申立 ～第1回審問前日	198	107	-	-	458	334
第1回審問 ～結審前日	-	-	-	-	155	155
結審 ～命令書写し交付	65	70	-	-	96	83
平均処理日数	262	177	-	-	708	505

（注）平成29年の2件及び平成30年の1件については、審問を経ずに結審したため、「第1回審問前日」は「結審前日」となる。

5 不服の申立ての状況

令和3年に交付された命令は4件（前年0件）であり、これに対し、労働者側から再審査が申し立てられたものが1件、労使双方から再審査が申し立てられたものが2件であった。また、命令・決定に対し行政訴訟が提起されたものはなかった。

第13表 本県初審命令・決定事件の不服の申立ての状況

年 区分		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	平均
		命令・ 決定書数	2	1	0	0	4
不服申立 (再審査・行政訴訟) 合計		2	1	0	0	3	1.2
再 審 査 申 立	労働者側	1	0	0	0	1	0.4
	使用者側	1	1	0	0	0	0.4
	双方	0	0	0	0	2	0.4
行 政 訴 訟 提 起	労働者側	0	0	0	0	0	0.0
	使用者側	0	0	0	0	0	0.0
	双方	0	0	0	0	0	0.0

本県が初審である再審査に対する行政訴訟事件の状況をみると、終結件数は1件である。使用者側が東京地裁に提起していたが棄却されたため、東京高裁に控訴した。これが棄却されたため、使用者側は最高裁に上告の提起及び受理申立てをしたが、棄却された。(第14表参照)。

第14表 行政訴訟事件（本県初審→再審査）一覧

事件名 (埼労委 事件番 号) (結果)	中央労働委員会				東京地方裁判所					東京高等裁判所					最高裁判所				
	事件番 号	申 立 人	命 令 交 付 年 月 日	結 果	事 件 番 号	提 起 人	提 起 年 月 日	終 結 年 月 日	結 果	事 件 番 号	提 起 人	提 起 年 月 日	終 結 年 月 日	結 果	事 件 番 号	提 起 人	提 起 年 月 日	終 結 年 月 日	結 果
A事件 (28不2) (全部 救済)	29 (不再) 21	使	31.2.21	一 部 変 更 棄 却	31 (行ウ) 92	使	31.3.6	2.1.30	棄 却	R2 (行コ) 41	使	2.1.31	2.8.20	棄 却	R2 (行ツ) 293 R2 (行ヒ) 345	使	2.8.26 2.8.26	3.2.9 3.2.9	棄 却

6 審査の実効確保の措置に係る取扱状況

令和3年における審査の実効確保の措置に係る取扱いはなかった。

7 審査の期間の目標達成状況

(1) 審査の期間の目標

平成17年1月に改正労働組合法が施行され、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとされた。

当委員会では、審査の期間の目標を1年6か月と設定した（平成17年1月7日公益委員会議で決定）。

(2) 目標達成状況

令和3年に終結した事件は4件で、処理日数は708日であった（第11表参照）。なお、終結事件のうち1件が目標期間内に終結した（第16表参照）。

8 証人出頭命令及び物件提出命令に係る状況

令和3年における物件提出命令の終結件数は1件であった。なお、証人出頭命令の申立てはなかった。

第15表 物件提出命令事件一覧

事件名	申立年月日	決定日 終結区分	中労委への審査 申立年月日	決定日 終結区分
Z事件 1(不)3	2.10.27(労)	3.1.12 却下	—	—

第2節 不当労働行為事件の概要

第16表 不当労働行為事件一覧

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
1	30 (不) 4	H事件		30. 12. 27	3. 7. 20
		申立人	労組ジーケーアイ	棄却	937日
		被申立人	H株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・不利益取扱撤回 ・団体交渉応諾 ・支配介入禁止 ・文書手交・掲示 ・報復的不利益取扱撤回 	<ul style="list-style-type: none"> 1 2 3 4
2	31 (不) 1	H外1社事件		31. 2. 26	3. 6. 16
		申立人	国鉄高崎動力車連帯労働組合	一部救済	842日
		被申立人	①H株式会社 ②J株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・不利益取扱撤回 ・誠実団体交渉 ・他労組との差別的取扱禁止 ・文書手交・掲示 	<ul style="list-style-type: none"> 1 2 3
3	1 (不) 2	M事件		1. 6. 25	係属中
		申立人	全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部		
		被申立人	株式会社M	<ul style="list-style-type: none"> ・団体交渉応諾 ・文書手交・掲示 	2

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
4	1 (不) 3	Z 事件		1. 11. 13	3. 6. 30
		申立人	一般合同労働組合東京西部ユニオン	一部救済	596日
		被申立人	Z 法人	<ul style="list-style-type: none"> ・雇止め撤回、バックペイ ・団体交渉応諾 ・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書揭示 	1 2 3
5	2 (不) 1	I 事件		2. 9. 1	3. 12. 2
		申立人	川越地域ユニオン	一部救済	458日
		被申立人	社会医療法人 I	<ul style="list-style-type: none"> ・団体交渉応諾 	2
6	3 (不) 1	H 事件		3. 7. 6	係属中
		申立人	①埼玉県私立学校教職員組合連合 ②H教職員組合		
		被申立人	学校法人H	<ul style="list-style-type: none"> ・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書揭示 	2 3

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
7	3 (不) 2	J 事件		3. 8. 20	係属中
		申立人	① J 労働組合 ② 個人		
		被申立人	J 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・捏造事実の撤回と謝罪 ・精神的虐待に対する謝罪 ・誠実団体交渉 ・文書掲示 	1 2 3

1 H事件

平成30年（不）第4号
（輸送用機械器具製造業）

平成30年12月27日 申立て
令和3年7月20日 棄却命令（937日）

申立人
労組ジーケーアイ

被申立人
H株式会社

従業員数 21,543名

審査委員・参与委員

（審）設楽あづさ、甲原裕子
（労）持田明彦、畔上勝彦
（使）平石正治、町田伸吉

審査経過

調査9回、審問2回

再審査・行政訴訟

令和3年8月3日 労側申立て（中労委令和3年（不再）第25号）

【請求する救済内容】

- 1 不当解雇（雇止め）を撤回し、事務職等へ復帰させること
- 2 バックペイ
- 3 労働災害に対する慰謝料支払い
- 4 団体交渉応諾
- 5 団交拒否による支配介入禁止
- 6 報復的不利益取扱いの撤回
- 7 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

申立人は、申立人委員長の労働災害及び雇用継続要求などを議題とする団体交渉申入書を平成29年12月25日に被申立人に対しファックス送付し、同日27日を回答期限としたが、被申立人は同日までに回答しなかった。

このことは団体交渉拒否にあたり、かつ組合の団体交渉権を無効にする支配介入である。

被申立人は、雇用契約終了日である平成30年1月3日を経過した同年1月9日に文書回答したが、契約は終了しているとの内容で、申立人の交渉権を事実上否定するものであった。

被申立人が申立人委員長を雇止めしたことは不利益取扱いである。

被申立人は、A健康保険組合から組合員に支払われた傷病手当金から、何らかの金額を差し引き、そのことについて一切の説明をしていない。

令和2年3月4日、被申立人は、組合員からの診察内容に関する確認の申入れに対して、回答を拒否した。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号、3号及び4号に該当する不当労働行為である。

2 H外1社事件

平成31年（不）第1号
（運輸業）

平成31年2月26日 申立て
令和3年6月16日 一部救済命令（842日）

申立人 国鉄高崎動力車連帯労働組合	被申立人 ①H株式会社 ②J株式会社 従業員数 ①54,880名 ②565名
審査委員・参与委員 (審) 今井眞弓、青木孝明 (労) 藤田省吾、谷内聡 (使) 芦葉武尊	
審査経過 調査8回、審問4回	
再審査・行政訴訟 令和3年6月28日 使側申立て（中労委令和3年（不再）第16号） 令和3年6月30日 労側申立て（中労委令和3年（不再）第17号）	

【請求する救済内容】

- 1 他労働組合との差別的取扱いの禁止
- 2 誠実団体交渉
- 3 雇止めの撤回
- 4 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

平成30年1月31日、申立人は、適正な休養が取れる要員の確保・配置、労働条件の改善、希望社員全員の正社員化、最低時給の引上げ等を議題として、被申立人②と団体交渉をしたが、出席人数を会社と同数に制限された。また、その際提出された会社側回答文書は社名等の記載がないものだった。

同年4月18日と19日、被申立人②は賃金アップの実施を社内掲示したが、同月24日に申立人に送付された賃上げ要求についての回答文書には、現行通りと記載されていた。同月25日、別組合の社内労組が掲示した4月20日付け会社側回答の内容は社内掲示と同様であった。

同年5月15日、申立人は、組合ごとに回答が違うことについて抗議し、団体交渉開催、社長自らの謝罪と経過説明、再回答を要求した。

同年10月23日の団体交渉で、被申立人②は文書での回答・団体交渉の参加人数等について検討することとなった。平成31年1月10日の団体交渉において、被申立人②は、組合からの申入れに対して公式文書で回答することを拒否し、団体交渉の人数制限については話し合いで決めていくと回答した。

同年2月22日、被申立人②は、既に処分済である無断帰宅・口頭注意を受けた組合のビラ配布を理由に申立人副委員長に対し雇止め通告をした。

団体交渉における発言等から、被申立人①及び②は一体であるといえる。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号及び3号に該当する不当労働行為である。

3 M事件

令和元年（不）第2号
（専門サービス業（純粋持株会社））

令和元年6月25日 申立て
係属中

申立人 全労連・全国一般労働組合埼玉地方 本部	被申立人 株式会社M 従業員数 28名
-------------------------------	---------------------------

審査委員・参与委員
（審）向田正巳
（労）持田明彦、金谷慶國
（使）木村謙一

審査経過
調査14回

再審査・行政訴訟

【請求する救済内容】

- 1 団体交渉応諾
- 2 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

昭和52年から平成27年にかけて、組合員らはそれぞれ正社員として、被申立人の子会社Y会社と労働契約を締結し、販売活動に従事した。

平成2年から平成21年にかけて、組合員らは委託販売社員に切り替えられ、従前Y会社が負担していた各種経費を代わりに負担させられ、給与が全く支給されないこともあり経済的に困窮している。同社社長は、経費を自己負担する委託販売社員は売上げがなくても赤字にならないため、売上げが100万円に達しない者を委託販売社員に切り替えた旨の発言をしており、業務委託契約を悪用したことは明らかである。

平成30年12月25日、平成31年3月1日及び同月4日、申立人は、被申立人に対し、組合員への偽装請負をやめ労働者としての権利を保障すること、各種経費を控除しないこと、これまで被申立人が不当に得た経費を支払うこと等を議題として、団体交渉を申し入れた。

3回にわたる団体交渉申入れに対し、被申立人は、被申立人とY会社は別の法人であること、被申立人は委託販売契約の条件等につきY会社と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配決定する地位にないことを理由に、団体交渉を拒否した。

被申立人がY会社の議決権を100%間接所有し、役員人事を支配していること、組合員に対し、中間統括会社やY会社を通じて個別具体的な営業活動の内容を指示・命令していること、業務委託契約の形式を利用して組合員らに経費全額を負担させる仕組みを主導していることなどから、被申立人は団体交渉に応じなければならない立場にある。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

4 Z事件

令和元年（不）第3号
（社会保険・社会福祉・介護事業）

令和元年11月13日 申立て
令和3年6月30日 一部救済命令
（596日）

申立人 一般合同労働組合東京西部ユニオン	被申立人 Z法人 従業員数 5,000名
審査委員・参与委員 （審）清水邦夫、山崎仁枝 （労）畔上勝彦 （使）平石正治、入野純一	
審査経過 調査5回、審問3回	
再審査・行政訴訟 令和3年7月12日 労側申立て（中労委令和3年（不再）第18号） 令和3年7月15日 使側申立て（中労委令和3年（不再）第20号）	

【請求する救済内容】

- 1 雇止めの撤回とバックペイ
- 2 団体交渉応諾、誠実団体交渉
- 3 支配介入禁止
- 4 文書掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

平成26年8月4日、被申立人埼玉支部に雇用された非正規職員Aが、支部管理職からパワハラを受けた。

平成29年4月、Aは、業務部長から契約更新が5年で終わることを告げられたが、平成26年4月に改正された就業規則により雇用上限が5年と定められていることについて、採用時にその説明はなく、労働契約書にも記載がなかった。

平成30年6月5日、Aが申立人に加入した。平成30年6月29日から令和元年7月25日にかけて、6回にわたり団体交渉が行われたが、パワハラ及び無期転換問題について進展はなかった。

また、令和元年7月23日、埼玉県労働委員会であっせんが開かれたが、支部は無期転換やパワハラの謝罪など全てを拒否し、不調に終わった。なお、あっせんにおいて、被申立人が平成30年4月に就業規則を改定し、5年を超える雇用を可能にしていた事実を、支部が過去5回の団体交渉で明らかにしてこなかったことが判明した。

令和元年8月3日、組合員は、無期転換が生じる1日前に、5年間の雇用期間が終了したとして雇止めされた。

令和元年7月26日から同年10月14日にかけて、6度にわたり第7回団体交渉を申し入れたが、全て拒否された。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号及び3号に該当する不当労働行為である。

5 I 事件

令和2年(不)第1号
(医療業)

令和2年9月1日 申立て
令和3年12月2日 一部救済命令
(458日)

申立人
川越地域ユニオン

被申立人
社会医療法人 I

従業員数 360名

審査委員・参与委員

(審) 青木孝明

(労) 近藤嘉

(使) 中村元信

審査経過

調査4回、審問3回

再審査・行政訴訟

【請求する救済内容】

団体交渉応諾

【事件の概要（申立ての概要）】

平成30年9月20日、申立人は、被申立人に対し、組合員の未払残業代の支給、パーテーションの取り外しや机購入などの執務環境の改善及びその他就業規則に関することを議題とする団体交渉を申し入れた。

平成30年10月4日、第1回団体交渉が開催され、法令順守等について双方で確認したが、未払残業代の支給、執務環境の改善等については、合意には至らず、次回団交で協議することを合意した。

平成31年1月11日、第2回団体交渉が開催され、未払残業代の支給について交渉が行われたが、合意に至らず、引き続き協議することを合意した。

平成31年3月19日、第3回団体交渉が開催され、執務環境について協議したが、物別れに終わった。しかし、被申立人側は、「論点を整理させていただきます」と発言し、団体交渉を継続する姿勢を見せた。

平成31年4月12日から令和元年10月16日にかけて、4度にわたり第4回団体交渉を申し入れたが、全て拒否された。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

6 H事件

令和3年(不)第1号
(教育業)

令和3年7月6日 申立て
係属中

申立人

- ①埼玉県私立学校教職員組合連合
- ②H教職員組合

被申立人

学校法人H

従業員数 282名

審査委員・参与委員

(審) 山下三佐子

(労) 小林健一

(使) 町田伸吉

審査経過

調査3回

再審査・行政訴訟

【請求する救済内容】

- 1 誠実団体交渉
- 2 支配介入禁止
- 3 文書揭示

【事件の概要(申立ての概要)】

組合は、法人の以下①から⑥までの行為が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に、⑦から⑩までの行為が同条第3号の不当労働行為に当たるとして救済申立てを行った。

- ① 団体交渉の開催を引き延ばしたこと。
- ② 団体交渉において、組合が要求した具体的資料を提示しないこと。
- ③ 団体交渉において、合意に至った場合の労働協約締結について申入れを拒否したこと。
- ④ 団体交渉において、議題と無関係な発言をするなどして議事進行を妨害したこと。
- ⑤ 団体交渉の日時、場所について、法人が一方向的に指定すること。
- ⑥ 団体交渉に理事長又は権限を有する者が出席しないことがあること。
- ⑦ 令和2年7月7日の団体交渉で、組合執行委員長が不適格教員である旨の発言を繰り返したこと。
- ⑧ 令和2年11月26日、組合広報誌の内容を意図的に曲解し、他の教員の前で組合批判を行ったこと。
- ⑨ 令和2年12月9日、組合の職場アンケートボックスについて職員室への設置を拒否したこと。
- ⑩ 令和3年5月24日、朝の教職員打合せにおいて、事務局長が組合との交渉経過に全く触れることなく、ベースアップなどについて発表したこと。

7 J事件

令和3年(不)第2号
(輸送用機械器具製造業)

令和3年8月20日 申立て
係属中

申立人

- ① J労働組合
- ② 個人

被申立人

J株式会社

従業員数 530名

審査委員・参与委員

- (審) 山崎仁枝
- (労) 畔上勝彦
- (使) 入野純一

審査経過

調査2回

再審査・行政訴訟

【請求する救済内容】

- 1 捏造事実の撤回と謝罪
- 2 精神的虐待に対する謝罪
- 3 誠実団体交渉
- 4 文書揭示

【事件の概要(申立ての概要)】

組合は、会社の以下の①の行為が労働組合法第7条第1号、第2号、第3号の不当労働行為に、②の行為が同条第2号の不当労働行為に当たるとして救済申立てを行った。

- ① 会社側GL(グループリーダー)による、組合員へのストーカー行為、パワハラ・セクハラについて、組合員が組合に加盟し、組合と組合員が団体交渉を行い、会社とGLに謝罪を要求したことに対して、会社が事実を捏造し、回答したこと。そして組合と組合員を欺いて、団体交渉を有利に進めようとしたこと。
- ② 組合員へのストーカー行為とパワハラ・セクハラについての対面での団体交渉拒否。